第１号様式（第６条関係）

久留米市中小企業ＬＰガス料金負担軽減支援金交付申請書兼請求書

令和　　年　　月　　日

久留米市長　　宛て

|  |
| --- |
| 支援金振込先 |
| 金融機関名 | □銀行　□信金□信組　□農協 |
| 支店名 |  |
| 銀行コード | 支店コード |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 口座種別 | □ 普通　　　□ 当座 |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| ﾌﾘｶﾞﾅ |  |
| 口座名義 |  |

|  |
| --- |
| 申請者住所（法人は本店所在地、個人は住民票上の住所） |
| 　〒　　　　－　　　　 |
|  |
|  | 都・道府・県 |  |
| 事業者名 |  |
| 代表者フリガナ |  |
| 代表者氏名 | （法人の場合は、代表者氏名の前に役職を記載ください。） |
| 代表者生年月日 | （西暦でご記入ください。） |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

久留米市中小企業ＬＰガス料金負担軽減支援金（以下「支援金」という。）の交付を受けるため、裏面の宣誓・誓約事項を誓約のうえ、関係書類を添えて申請します。また、交付決定があった後は、交付決定された支援金について、上記記載の口座への振込を請求します。

１　事業者情報

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者種別 | * 法人　　　　　　□ 個人事業者　　　　　該当にチェック☑
 |
| 営んでいる事業の業種 | 　 |
| 資本金又は出資の総額（法人のみ） | 　　　　　　　円 | 常時使用する従業員数（法人のみ） | 　　　　　　　人 |
| 法人番号（法人のみ） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 事業所・店舗所在地（本店所在地含む。複数ある場合は全て記入。） | （名称） | 久留米市 |
| （名称） | 久留米市 |
| （名称） | 久留米市 |

２　申請内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| R4.8からR5.7までの任意の連続する３か月 | 令和 年 月検針分 | 令和 年 月検針分 | 令和 年 月検針分 | 合計 |
| ＬＰガス使用量（㎥） | 　　　　　㎥ | 　　　　　㎥ | 　　　　　㎥ | 　　　　　㎥ |

　※ 久留米市内に複数の事業所・店舗等がある場合、使用量は合算できます。

|  |
| --- |
| 合計 ÷３ |
| 　　　　　㎥ |

支援金額算定表

※ 小数点以下を切り上げて整数で記載

|  |  |
| --- | --- |
| 使用量（３か月平均） | 支援金額 |
| 100㎥～200㎥ | 5万円 |
| 201㎥～400㎥ | 10万円 |
| 401㎥以上 | 15万円 |

　　　３　交付申請額

|  |  |
| --- | --- |
| 支援金申請額 | 　　　　　　　　　円 |
| 交付の要望時期 | □ 交付決定日の翌月末日 |

（裏面）

４　添付書類

　　以下の書類を本申請書と併せて提出してください。提出の際は□にレ点を記入ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請に必要な書類 | 法人 | 個人事業者 |
| 役員等調書及び照会承諾書（第２号様式） | □ | □ |
| 市税の滞納なし証明書（発行から3か月以内）の写し | □ | □ |
| 登記事項証明書の写し【法人のみ】 | □ |  |
| 確定申告書の写し【個人事業者のみ】 |  | □ |
| 本人確認書類の写し【個人事業者のみ】 |  | □ |
| ＬＰガス使用量が確認できる資料（請求書、領収書等） | □ | □ |
| 申請者と事業所等の繋がりを確認できる書類 | □ | □ |
| 通帳等の写し | □ | □ |

※ 添付書類の詳細は「申請の手引き」等をご確認ください。

※ 提出された書類は返却いたしませんので、必要な場合は控えを保管する等、ご対応ください。

※ 審査の状況に応じて、追加資料の提出をお願いすることがあります。

５　宣誓・誓約事項　　※誓約・同意の上、チェック☑

　　虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、支援金の交付を受けていない場合は支援金の交付を受けることを辞退し、既に支援金の交付を受けていた場合は速やかに市長に返還します。

* 申請内容に虚偽や不正はありません。
* 支援金の申請にあたって提出する書類の写しは全て原本と相違ありません。
* 今後も事業を継続する意思があります。
* 交付決定後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他要件を満たさないことが発覚した場合、支援金を返還します。
* 申請者（役員を含む。）は、下記のいずれにも該当しません。また、下記のいずれかに該当すると判明し、支援金の交付決定が取り消された場合には、取消により損害が生じてもその損害の賠償請求は行いません。

１　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

２　暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

３　次に掲げる暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

①　暴力団員が役員等となっている団体

②　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している団体

④　役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑤　役員等又は使用人が自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

⑥　役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

* 支援金の申請に係る帳簿及び証拠書類等を、交付決定日の属する年度の翌年度から起算して５年間は保存します。
* 久留米市から報告・立ち入り検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
* 申請内容及び誓約内容について、久留米市が行政機関、ガス小売事業者等に確認を行うことに同意します。
* 「久留米市中小企業ＬＰガス料金負担軽減支援金申請の手引き」や「久留米市中小企業ＬＰガス料金負担軽減支援金交付要綱」を確認し、制度の概要や手続きについて了解しました。